

# 大東市三世代家族推進事業

# 要件チェックシート

## 要件一覧

※本補助金の交付を受けるには、以下の全ての要件を満たしている必要があります。

※申請を行う前に、全ての項目にチェック☑し、申込書と一緒に提出してください。

No.	要件	転入・転居者 ☑		
		子ども世帯		親世帯
		市外 転入	市内 転居	市外 転入
①	三世代同居等に係る <b>住民票の異動の日から3ヵ月</b> を経過するまでに申請書を提出すること。 (但し、新型コロナウイルス感染症による影響を勘案して、当面の間は <b>6ヵ月</b> とします)			
②	子ども世帯員に出生した日から満18歳に達する日以後における最初の3月末日までの者が要ること。 (※妊婦を含む)			
③	親世帯と子ども世帯の住宅間の直線距離が <b>1km以内</b> に存在するか。			
④	<b>本市外</b> の住民基本台帳に記載されてから1年以上を経過する子ども世帯または親世帯の一方が、本市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されてから3年以上を経過する他方と <b>住民票の異動(子ども世帯転入：H27.7.1以降、親世帯転入：H30.7.1以降)</b> を伴う三世代同居等を行うこと。		X	
⑤	<b>本市内</b> の住民基本台帳に記載されてから1年以上を経過する子ども世帯が、本市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されてから3年以上を経過する親世帯と <b>住民票の異動(H28.11.1以降)</b> を伴う三世代同居等を行うこと。	X		X
⑥	三世代同居等に係る住民票の異動の日から起算して3年以上の三世代同居等をする見込みであること。			
⑦	<b>子ども世帯の世帯主または配偶者</b> が親世帯の直系卑属(親または祖父母)であること。			
⑧	三世代同居をした住宅を生活の本拠地としていること。			
⑨	子ども世帯及び親世帯の世帯員が生活保護(中国残留邦人等)の支援給付の給付者でないこと。			
⑩	子ども世帯及び親世帯について、前3年間に於いて本市の市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、市営住宅使用料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の滞納がないこと。			
⑪	子ども世帯及び親世帯の世帯員が暴力団及び暴力団関係者ではないこと。			
⑫	(賃貸住宅にお住まいの場合)三世代同居等をする賃貸住宅の <b>契約者</b> が、子ども世帯または親世帯であること。(※市外転入に限る)		X	
⑬	三世代同居等をした住宅の <b>所有者</b> が、子ども世帯または親世帯であること。 (※市外転入で賃貸住宅にお住まいの場合は該当する必要ありません)			
⑭	三世代同居等をする住宅(賃貸含む)が、S56.6.1以降に建築主事の確認をうけて建築されていること。 またS56.5.31以前に建築主事の確認をうけて建築された住宅のうち、耐震性を有することが確認された住宅もしくは本市の耐震改修補助金の交付申込みを行い耐震性を確保する住宅であること。			
⑮	三世代同居等をする専用住宅の床面積が <b>50㎡以上</b> であること。また併用住宅は専ら自己の居住の用に供される部分の床面積が <b>50㎡以上</b> あること。			
⑯	三世代同居等をする住宅が、土砂災害特別警戒区域内にないこと。 (市のホームページの大東市総合防災マップにて確認できます。)			
⑰	子ども世帯及び親世帯について、過去に本給付金並びに大東市子育て世代転入促進三世代同居等補助金を受けたことがないこと。			